本県における地域医療構想達成に向けた具体的対応方針の考え方について

資料２

１　国が示す「具体的対応方針のとりまとめ」の考え方

○　国は平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知**「地域医療構想の進め方について」**の中で、都道府県は毎年度**「具体的対応方針を取りまとめる」**こと、この具体的対応方針のとりまとめには、地域医療構想調整会議において合意を得たすべての医療機関の

(1)　平成 37(2025)年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
(2)　平成 37(2025)年に持つべき医療機能ごとの病床数

を含むものとするとしている。

○　このうち（1）の医療機関の役割を示す項目としては、
①がん、②脳卒中、③心疾患血管、④糖尿病、⑤精神疾患、⑥救急、⑦災害、⑧へき地、⑨周産期、⑩小児、⑪在宅、⑫その他
の 12 項目（５疾病５事業及び在宅医療等）で表すこととされている。

○　県として具体的対応方針を取りまとめる際には、各医療機関が作成しているプラン等に記載されている内容を基に医療機関としての役割を示すこととなるが、担っている５疾病５事業等の役割とは何か、国は判断基準を示していないため、都道府県が定める必要がある。

病床機能報告対象医療機関名	医療計画における役割											具体的対応方針の議論										
												策定状況	各プラン、事業計画に記載された内容（＝具体的対応方針）合意の有無に関わらず、策定が完了した全ての医療機関について記載すること。									
												新改革プランの策定	今後の事業計画の策定 公的等2025プランの策定	2025年に担う役割の方針		2025年の病床数の方針						
	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他		がん	…	その他	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止等	介護保険施設等へ移行

２　本県における５疾病５事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準について（案）

○　５疾病５事業及び在宅医療等を担っている医療機関については、「愛知県地域保健医療計画　別表」において、医療計画の体系図に記載されている医療機関を明示している。

○　このことから、５疾病５事業及び在宅医療等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として「愛知県地域保健医療計画　別表」に記載される基準に準ずることとする。

○　なお、在宅医療の分野で別表に記載されている医療機関は、現行計画では「(旧)　医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号に該当する医療機関」であり、在宅医療を担っている医療機関のごく一部しか記載されていないため、在宅医療に係る判断基準については、次のとおりとする。

【在宅医療】

地域医療構想の達成のため、構想区域において担うべき医療機関としての役割を示す場合の基準	【参考】愛知県地域保健医療計画 別表に記載されている医療機関
在宅療養支援病院・診療所(797 施設) （緊急時の連携体制及び 24 時間往診できる体制等を確保等、厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして、東海北陸厚生局に届出を行っている病院・診療所）	医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号に該当する医療機関(6 施設) （病床過剰地域において、在宅医療の提供の推進のための病床の設置が認められた診療所）

施設数：平成 30 年 1 月 1 日現在

○　医療機関の役割を示す項目のうち「その他」については、「愛知県地域保健医療計画　別表」に記載されている、「地域医療支援病院」を記載していくこととする。